



第3号議案資料

【第42回全国豊かな海づくり大会北海道実行委員会の解散について】

第42回全国豊かな海づくり大会北海道実行委員会事務局

第42回全国豊かな海づくり大会北海道実行委員会会則第2条の目的が達成されたため、会則第23条の規定に基づき、本委員会を令和6年3月31日付けで解散する。

なお、解散時に有する以下の残余財産（残余金及び備品）は、会則第23条2の規定に基づき、北海道に帰属させる。

（残余財産）

（1）残余金 金 1,850,700 円 （2）備品 なし

参考：第42回全国豊かな海づくり大会北海道実行委員会会則

（目的）

第2条 実行委員会は、第42回全国豊かな海づくり大会（以下「大会」という。）を開催するために、必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- （1）大会の開催に必要な企画及び運営に関する事業
- （2）関係機関及び団体との連絡調整等に関する事業
- （3）その他目的を達成するために必要な事業

（委員等の任期）

第10条 委員、顧問及び参与（以下「委員等」という。）の任期は、実行委員会設立の日から第23条第1項の規定により実行委員会が解散する日までとする。

（解散）

第23条 実行委員会は、第2条の目的が達成され総会において事業報告及び決算について議決を受けた後に解散する。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、北海道に帰属するものとする